

黒石市教育委員会訓令第1号

黒石市教育委員会委員学校訪問実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年5月30日

黒石市教育委員会教育長 山内孝行

黒石市教育委員会委員学校訪問実施要綱の一部を改正する訓令

黒石市教育委員会委員学校訪問実施要綱（平成22年黒石市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

黒石市教育委員会学校訪問実施要綱

第1条を削る。

第2条中「教育委員」を「この要綱は、黒石市教育委員会教育長及び委員（以下「委員等」という。）」に改め、同条を第1条とする。

第3条第1号中「黒石市教育委員」を「委員等」に改め、同条第2号及び第3号を次のように改め、同条を第2条とする。

(2) 小規模校 黒石市立東英小学校及び黒石市立六郷小学校をいう。

(3) 大規模校 黒石市立黒石小学校、黒石市立黒石東小学校、黒石市立中郷中学校及び黒石市立黒石中学校をいう。

第4条第2項中「10月」の次に「まで」を加え、同条第3項中「やむをえない」を「やむを得ない」に、「教育委員」を「委員等」改め、同条を第3条とする。

第5条中「黒石市教育委員」を「委員等」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「の各号」を削り、同条第2号中「次の」を「、次の」に、「10分」を「、10分」に改め、同条第4号中「教育委員」を「委員等」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「の各号」を削り、同条第1号中「任意」を「、任意」に改め、同条第2号中「次の」を「、次の」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「教育委員」を「委員等」に改め、同条を第7条とする。

第9条を第8条とする。

附 則

この訓令は、発令の日から施行する。ただし、第3条第2号及び第3号の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。